

定期報告済ステッカー発行業務規程

(目的)

第1条 この規程は、一般財団法人長野県建築住宅センター（以下「センター」という。）が建築基準法（昭和25年法律第201号）第12条第1項及び第3項に基づき、所有者が特定行政庁に報告すべき特定建築物、建築設備、防火設備及び昇降機等（以下「特定建築物等」という。）に関し、当該特定建築物等の所有者・管理者等（以下「所有者・管理者等」という。）の要請により発行する「定期報告済証ステッカー」（以下「ステッカー」という。）の発行業務について必要な事項を定めるものとする。

(ステッカーの発行)

第2条 所有者・管理者等は、前項の特定建築物等について特定行政庁へ定期報告を行った後、ステッカーの発行を希望する場合は、センターに対し「ステッカー発行申請書」（様式第1号の1、様式第1号の2、様式第2号の1及び様式第2号の2）により申請をするものとする。ただし、昇降機定期報告受付等業務において定期検査報告書を受付するものは、オンライン申請時にステッカーの要否を明示することをもって申請に代えることができる。

2 センターは、前項の申請を受付した時は、速やかにステッカーを発行するものとする。

(手数料)

第3条 センターは、所有者・管理者等に対しステッカーの発行手数料として、次の表の区分により請求するものとする。

単位：円（消費税込）

区 分	摘 要	発行手数料
特 定 建 築 物	敷地及び地盤 建築物の内外部、避難施設	3, 3 0 0
建 築 設 備	換気設備、排煙設備、非常照明設備及び給水・排水設備	2, 2 0 0
防 火 設 備	防火扉、防火シャッター、耐火クロススクリーン及びドレンチャーを形成する防火設備	2, 2 0 0
昇 降 機 等	エレベーター	2, 2 0 0
	エスカレーター	2, 2 0 0
	小荷物専用昇降機	1, 6 5 0
	遊戯施設全般	2, 2 0 0

2 所有者・管理者等は、手数料を前項の請求を受けた翌月末までに支払うものとする。

(補則)

第4条 この規程に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

この規程は、令和2年11月1日から施行する。

この規程は、令和5年5月23日から施行する。

この規程は、令和7年4月1日から施行する。